

# 農地中間管理機構を活用しました！

宿毛市芳奈地区 農事組合法人芳奈村代表理事 澤田 誠規さん

## 受け手（集落営農の取組）

地域の大規模稻作農家が高齢化となり、地域農業の今後の在り方を話し合い、農地の受け皿組織の法人化と大規模農家に後継者（Uターン）ができて、農地を守る仕組みができました。話し合いの中で、農地中間管理事業を活用し農地の集積・集約化を進めるにあたり、世話役さんと機関の推進支援員が連携し、地元説明会や戸別訪問を行うことで、地元同意が得られ、農地集積・集約ができました。



土佐市 植田ファーム(株) 代表 植田 真司さん

## 受け手（次世代施設の取組）

土佐市で施設園芸によりピーマンを栽培しています。個人経営から法人経営への拡大に伴い、次世代施設ハウス建設を計画し、建設場所の農地について、市役所、機関推進支援員の方が地元の調整をしていただき、農地中間管理事業による農地確保ができ、おかげさまでハウス建設も無事完了しました。今後は、法人化のメリットを生かし、農作業の効率化を図り、経営基盤を強化していきたいです。



高知市 山本 修平さん

## 受け手（新規就農の取組）

高知市、南国市、香南市で水稻と野菜を中心に耕作をしています。私は、農外からのリターン（県外）で、実家の農業を継ぐこととなり、現在家族で農業をしています。農地を探すのに機関スタッフの方や、推進支援員の方に農地のマッチングをしていただき、おかげさまで、約9haまで規模拡大ができました。今後は、農作業の効率化を図り、経営の安定化に取り組んでいきたいです。



北川村北川地区 北川村専門員 山本 輝彦さん

## 出し手（機関連事業の取組）

村では、基幹産業のユズ栽培の効率化を進めるため、機関連事業が創設されたことから、早期にユズ園地を整備するべく、地域で話し合いのできた4工区（宗ノ上外3）で事業を実施することになりました。集積に向けた農地の調整を進め、村の専門員と機関推進支援員が連携し、地権者の合意を形成しました。そうした取組の結果、県下で初めての機関連事業の採択を受け事業着工の運びとなりました。目標年までに、担い手農家への集積を図る計画です。



### お問い合わせ先

高知県農業公社

検索

公益財団法人 高知県農業公社（又は最寄りの市町村・農業委員会）

住所：〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7番52号 高知県庁西庁舎3階

TEL: 088-823-8618 FAX: 088-824-8593

# 人と農地の問題解決に向け 農地中間管理機構

# 農地中間管理機構 を活用しましょう！



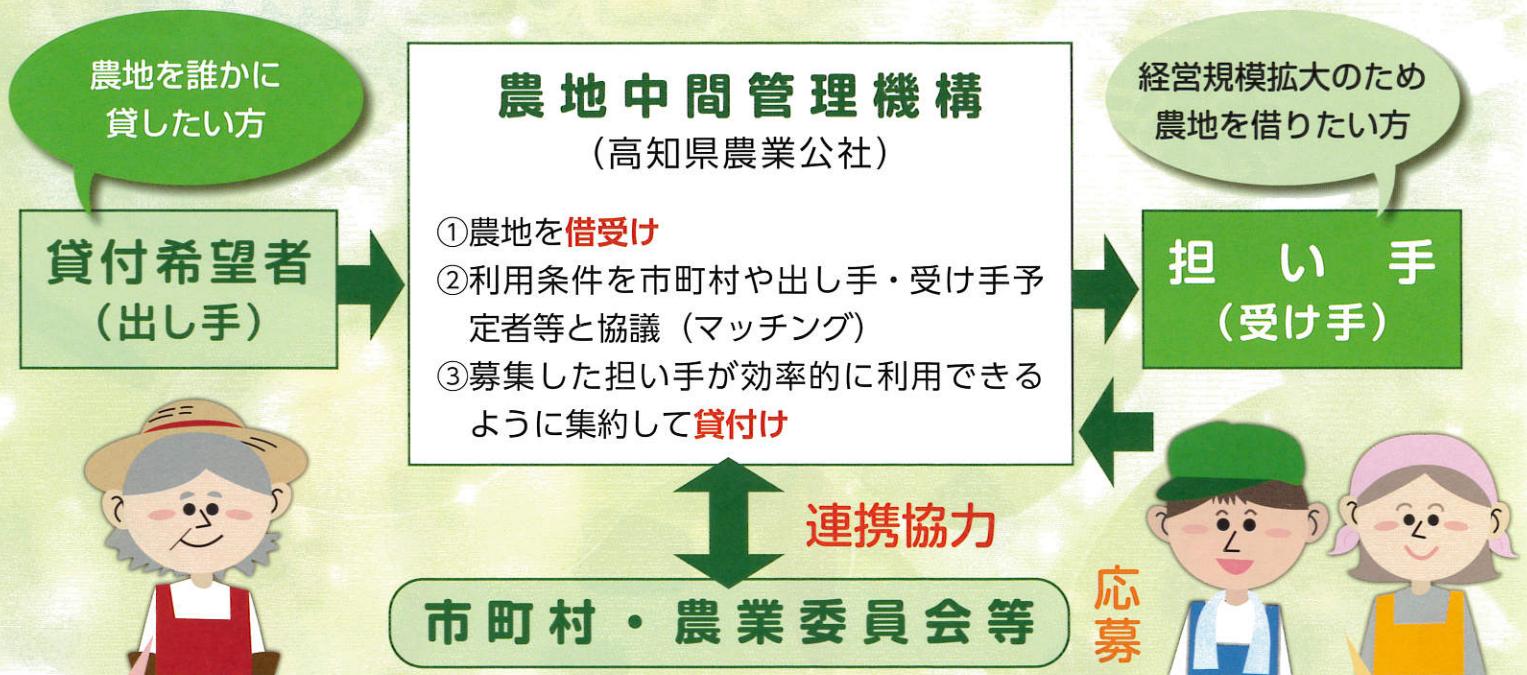
農地中間管理機構

公益財団法人 高知県農業公社

# 農地中間管理事業とは？

農用地を貸したい方（出し手）から、農業経営の効率化や規模拡大を図る担い手（受け手）へ農用地の集積・集約を進める事業です。

高知県では（公財）高知県農業公社がこの事業を実施する農地中間管理機構として知事から指定を受けました。



## 【出し手のメリット】

- ① 公的な機関なので安心して貸せます。
- ② 期間が満了したら農地は確実に戻ります。
- ③ 賃料は確実に支払われます。
- ④ 契約は4者（出し手・受け手・市町村・機構）で協議し、期間・賃料等を納得のうえ契約します。
- ⑤ 経営転換などで、機構集積協力金が交付される場合があります。

## 【受け手のメリット】

- ① 安心して農地を借りられます。
- ② 集約した農地を利用できます。
- ③ 賃料は複数の出し手がいても機構に支払うだけです。
- ④ 契約事務に要することは機構が行いますので、手間や経費を省くことができます。

## 農地を貸したい方へ

貸付希望申込み隨時受付中！

- 農地の貸付希望申込みは隨時受け付けしています。
- 農地の貸付けを希望される方は、機構又はお近くの市町村農政担当課・農業委員会までお問い合わせ（お申込み）ください。

## 対象となる農地等

- 農業振興地域内の農用地等※
- 借受希望者の状況等から、貸付が行われる見込みがある農用地等
- 再生不能と判断した遊休農地など、利用が著しく困難な農用地等でないもの

※中間管理法改正後：市街化区域以外の土地が対象（市街化区域以外の農用地と一体として利用されているものを含む）

農地を借りたい方へ .....  
農地中間管理機構（高知県農業公社）では  
農地を借りたい方を定期的に募集しています。

※機構から農地を借りたい方は、必ず応募していただく必要があります。応募の詳細は高知県農業公社ホームページをご覧ください。

ホームページURL：<http://www.kochi-apc.or.jp/>

高知県農業公社

検索

### 1 応募方法（募集用紙の取得）

A 高知県農業公社ホームページから募集用紙をダウンロード

B 各市町村で募集用紙入手する

C 記載事項を記入のうえ、必要書類を添付して、郵送で機構に申し込み  
又は、市町村（農政担当課等）に提出する。

### …お申し込み方法…



### 2 募集対象者（農用地の借受を希望する者）

認定農業者、新規就農者、農業者、新規参入法人等

### 3 募集期間

年間5～6回程度、1回の募集につき原則30日間程度

※詳しい内容は裏面「農地中間管理機構を活用しました！」をご覧ください。

## 募集期間終了後、借受希望者のリスト化・公表

## 貸借契約4者協議（マッチング）

## 機構集積協力金について

### 【経営転換協力金】

経営転換者・リタイヤする農業者等への協力金（1.5万円／10a）

機構に全ての自作地を10年以上貸付けて、受け手に転貸されること

### 【地域集積協力金】

- ① 集積・集約化タイプ  
農地を一定割合以上貸付て、**担い手**への農地集積・集約化に取組む地域に交付
- ② 集約化タイプ  
農地を一定割合以上貸付て、**担い手**同士の耕作地の交換により集約化に取組む地域に交付

実質化した人・農地プランの策定地域を対象

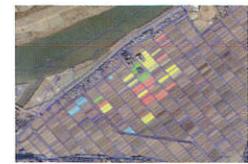
※交付単価については、各市町村にお問い合わせください

機構に農地を貸し付けいただくと、左記の協力金が市町村から交付される場合があります。

交付には細かな要件がありますので、各市町村までお問い合わせ下さい。

### 【取組のイメージ】

■ 担い手A  
■ 担い手B  
■ 担い手C  
■ 担い手D



活用前

活用後